

茨木市都市計画に関する基本的な方針及び立地適正化計画に係る庁内連絡協議会設置要綱

(設置)

第1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定する立地適正化計画の策定及び見直しを円滑かつ適切に進めるため、茨木市基本方針及び立地適正化計画に係る庁内連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 連絡協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本方針及び立地適正化計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) 基本方針及び立地適正化計画に係る庁内関係課間の総合的な調整に関すること。
- (3) その他基本方針及び立地適正化計画に関し必要なこと。

(組織)

第3 連絡協議会は、会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、都市整備部長の職にある者を、副会長は、都市整備部都市政策課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる課の長の職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員を代理委員として出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(研究会)

第5 連絡協議会に、次に掲げる事務を分掌させるため、研究会を置く。

- (1) 基本方針及び立地適正化計画の策定、見直し及び推進に係る調査研究に関すること。
- (2) その他基本方針及び立地適正化計画に係る調査研究に必要なこと。
- 2 研究会は、座長及び研究会員で組織する。
- 3 座長は、都市整備部都市政策課長の職にある者をもって充てる。
- 4 研究会員は、別表第1及び別表第2に掲げる課に属する職員のうちから、当該課の長の推薦を得て、会長が指名した者をもって充てる。
- 5 座長は、研究会を代表し、研究会の会務を総理する。
- 6 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する研究

会員がその職務を代理する。

- 7 座長が認めたときは、当該研究会の付議事項に関する研究会員のみを出席させ、会議を開催することができる。
- 8 座長が必要と認めたときは、研究会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 9 座長は、研究会で調査又は研究した事項を必要に応じて、連絡協議会に報告するものとする。

(庶務)

第6 連絡協議会及び研究会の庶務は、都市整備部において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表第1

危機管理課 政策企画課 財産活用課 地域コミュニティ課 共創推進課 医療政策課 商工労政課 農林課 環境政策課 都市政策課 居住政策課 審査指導課 北部整備推進課 市街地新生課 建設管理課 交通政策課 道路課 公園緑地課 下水道施設課

別表第2

総務課 資産税課 財政課 文化振興課 スポーツ推進課 地域福祉課 こども政策課 建築課 消防本部総務課 水道部総務課 教育委員会教育政策課